



広報

しおや広域

2026年
4月号
No.95

指揮車を更新しました！

平成18年から矢板消防署へ配置し、第一線車両を担った矢板指揮1号車を更新しました。

指揮車とは災害現場にて迅速な情報収集・分析を行い、部隊の統制を担う「司令塔」となる車両です。

今後も消防車両の整備を計画的に行い、地域住民の皆さまの安全・安心を守るために努めてまいります。

CONTENTS／もくじ

| | |
|--------------------|---|
| 議会だより | 2 |
| 令和8年度当初予算の概要 | 3 |
| 令和8年度上半期夜間診療室診療予定表 | 4 |
| 再生品提供事業ってなに？ | 5 |
| 消防本部からのお知らせ | 6 |

議 会 だ よ り



組合議員名簿

◎議長 鈴木 恒充

○副議長 直井美紀男

| 番号 | 氏名 | 選出市町 |
|----|-------|------|
| 1 | 宮本 莊山 | 矢板市 |
| 2 | 櫻井 恵二 | 矢板市 |
| 3 | 関 由紀夫 | 矢板市 |
| 4 | 小林 勇治 | 矢板市 |
| 5 | 佐貴 薫 | 矢板市 |
| 6 | 大河原千晶 | さくら市 |

| 番号 | 氏名 | 選出市町 |
|----|-------|------|
| 7 | 岡村 浩雅 | さくら市 |
| 8 | 石岡 祐二 | さくら市 |
| 9 | 鈴木 恒充 | さくら市 |
| 10 | 角田 憲治 | さくら市 |
| 11 | 増淵 裕 | 塩谷町 |
| 12 | 富田 達雄 | 塩谷町 |

| 番号 | 氏名 | 選出市町 |
|----|-------|------|
| 13 | 手塚 功一 | 塩谷町 |
| 14 | 直井美紀男 | 塩谷町 |
| 15 | 澤畑 宏之 | 高根沢町 |
| 16 | 加藤 章 | 高根沢町 |
| 17 | 齋藤 武男 | 高根沢町 |
| 18 | 野中 昭一 | 高根沢町 |

第159回定例会審議結果

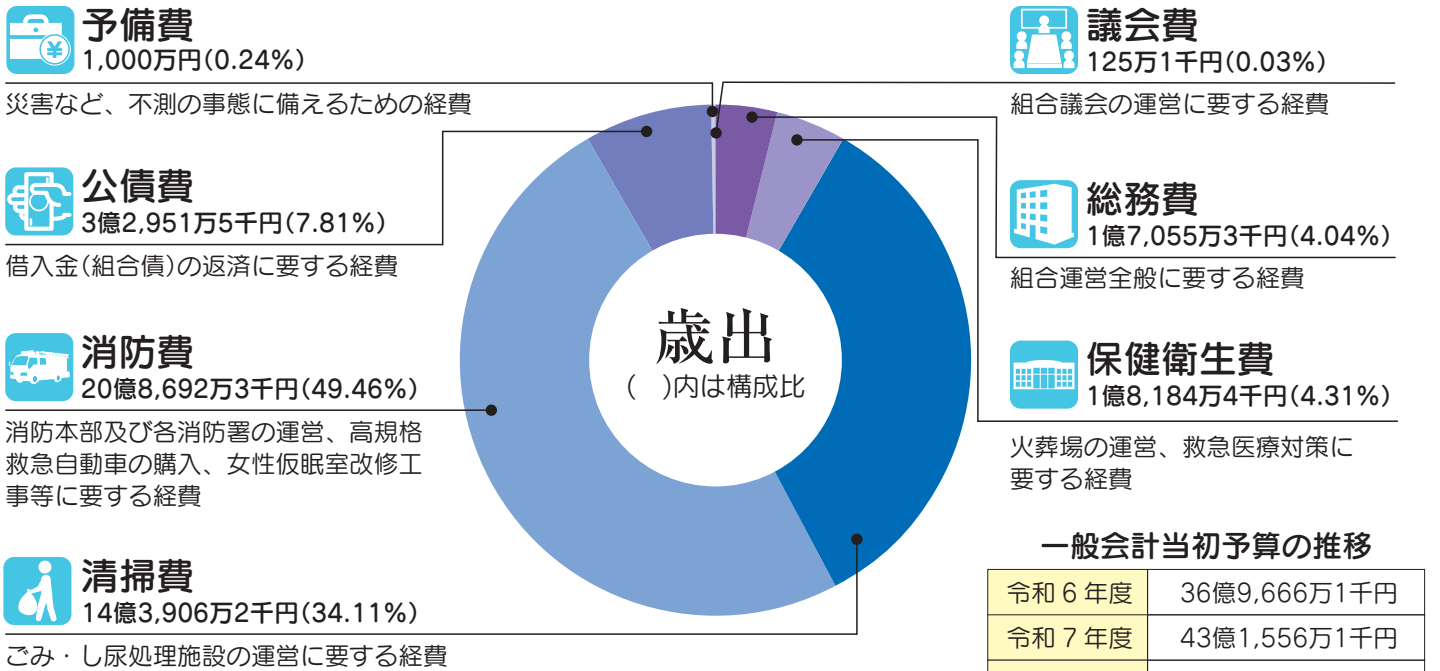
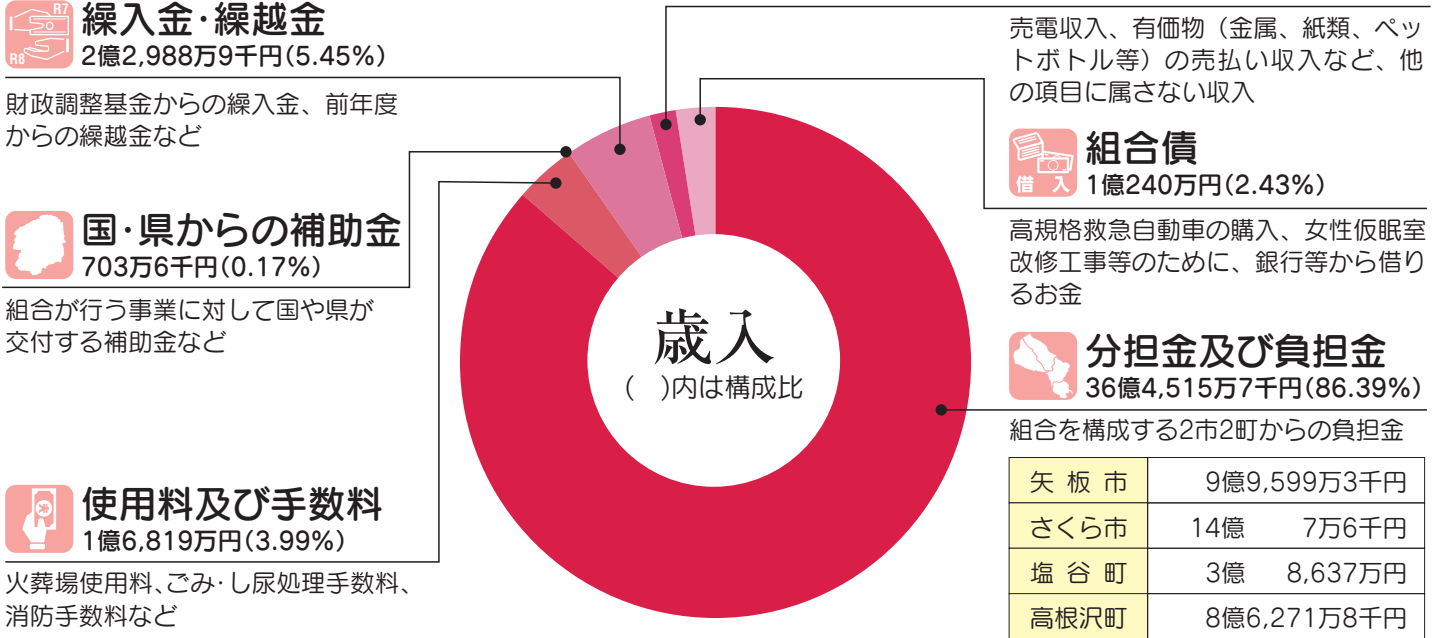
(令和8年2月6日開催)

| 番号 | 議案名 | 審議結果 | 内容 |
|-------|--|------|--|
| 選挙第1号 | 仮議長選挙について | 選挙 | 仮議長にさくら市議会選出の角田憲治議員を選出しました。 |
| 議案第1号 | 管理者の専決処分事項承認について 専決第8号 令和7年度塩谷広域行政組合 一般会計補正予算(第2号) | 承認 | 歳入歳出予算の総額に705万8千円を追加し、予算の総額を43億2,261万9千円とした補正予算の専決処分を承認しました。 |
| 議案第2号 | 管理者の専決処分事項承認について 専決第9号 塩谷広域行政組合職員の給与に 関する条例及び一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例の一部を改正 する条例 | 承認 | 令和7年人事院勧告による国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正した専決処分を承認しました。 |
| 議案第3号 | 管理者の専決処分事項承認について 専決第10号 塩谷広域行政組合火災予防条例 の一部を改正する条例 | 承認 | 林野火災予防の実効性を高めるため、消防庁から示された火災予防条例の改正例を踏まえ、条例の一部を改正した専決処分を承認しました。 |
| 議案第4号 | 令和8年度塩谷広域行政組合一般会計予算 | 原案可決 | 予算総額を42億1,914万8千円と決めました 詳細は次のページをご覧ください。 |
| 議案第5号 | 令和8年度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計予算 | 原案可決 | 予算総額を412万7千円と決めました。 詳細は次のページをご覧ください。 |
| 議案第6号 | 令和7年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算(第3号) | 原案可決 | 歳入歳出予算の総額に3,119万9千円を追加し、予算の総額を43億5,381万8千円としました。あわせて、繰越明許費及び地方債の補正を行いました。 |
| 議案第7号 | 塩谷広域行政組合職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について | 原案可決 | 令和7年人事院勧告による国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正しました。 |
| 議案第8号 | 塩谷広域行政組合火災予防条例の一部改正について | 原案可決 | 火災予防に関する総務省令の改正により、簡易サウナ設備の区分及び基準が創設されたこと等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しました。 |
| 議案第9号 | 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について | 原案可決 | 令和8年4月1日から佐野市が新たに議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて議決しました。 |

令和
8年度

当初予算の概要

一般会計 42億 1,914万 8千円(前年度比 2.23%の減)



一般会計当初予算の推移

| | |
|-------|--------------|
| 令和6年度 | 36億9,666万1千円 |
| 令和7年度 | 43億1,556万1千円 |
| 令和8年度 | 42億1,914万8千円 |

塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計

| 当初予算額 | 前年度比 | 実施を予定している地域振興事業 |
|---------|----------|---|
| 412万7千円 | 15.83%の増 | 塩谷地区文化団体等支援事業 ・塩谷地区スポーツ協会 ・塩谷地区芸術祭 ・塩谷地区ニュースポーツ交流会 |

診療予定表

～ 救急車を呼ぶほどではない比較的症状の軽い患者さんを診察します～

● くろす

● しおや

診療室 (社会医療法人恵生会黒須病院1階)
さくら市氏家2650 ☎028-682-8811

(国際医療福祉大学塩谷病院1階)
矢板市富田77 ☎0287-44-1155

診療時間 18時30分～ 21時00分

⚠ 必ずお電話で上記診療室にご確認の上、受診してください。

4

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |

5

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 31 | | | | | | |

6

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | |

7

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

8

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | | | | | |

9

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

※都合により診療日が変更になる場合があります。

大人気!!

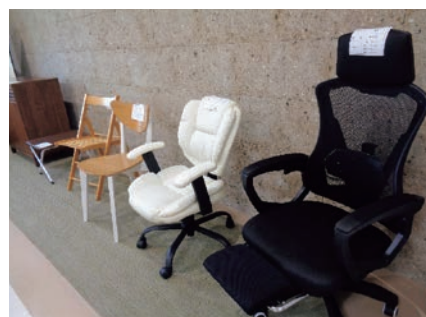
再生品提供事業ってなに…?

物を大切に長く使い続ける気持ちと、ごみの減量化を推進するため、ごみとして搬入された中からまだ使用できる家具などを職員が清掃や、手直しをするなどしてから再生品として展示し、希望者に無料で提供する事業を行っています。



過去に提供された家具といえば…?

テーブル、イス、アウトドア用品、収納棚、学習机など、たくさんの再生品が並びます。エコで経済的な再生品をご自身の生活スタイルに合わせて選んでみてはいかがでしょうか?



不定期開催「エコ物くじ」

家具などの提供事業とは別に、小物が集まったら不定期に開催しています。その場でくじを引き、当たりが出たら持ち帰ることができます。

開催する際には、ホームページや窓口でご案内しますので、ぜひチェックしてみてください。



前回開催されたエコ物くじは、約120点ほどの小物が並びました。くじを引いてエコに貢献してみませんか?

申し込むにはどうしたらいいの…?

申込日時/下記申込期間中の平日(9:00~16:30)

申込方法/エコパークしおや管理事務所受付窓口で申込書を記入いただきます。

申込対象者/18歳以上で矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町にお住いの方

その他/希望者多数の場合は抽選となります。

令和8年度再生品提供事業実施予定表

| | 申込期間 | 抽選日 | | 申込期間 | 抽選日 |
|-----|----------|-------|-----|-----------|--------|
| 1回目 | 5月1日~27日 | 5月28日 | 4回目 | 11月2日~25日 | 11月26日 |
| 2回目 | 7月1日~29日 | 7月30日 | 5回目 | 1月4日~27日 | 1月28日 |
| 3回目 | 9月1日~18日 | 9月24日 | 6回目 | 3月1日~24日 | 3月25日 |

※各期間の展示品については、ホームページにて随時更新されますのでご確認ください。

【このページに関する問い合わせ】

エコパークしおや管理事務所 矢板市安沢3640番地

☎0287-53-7370



火災が発生しやすい状況下では、

「火災警報」・「林野火災警報」・「林野火災注意報」

のいずれかが発令されます

「火災警報」・「林野火災警報」・「林野火災注意報」とは

気象条件が火災の予防上危険であると認められる場合等に発令するものです。

火災警報もしくは林野火災警報発令時には火の使用制限に従う義務があり、林野火災注意報発令時には火の使用制限に従うよう努めなければなりません。

現在の発令状況はこちら



火災警報・林野火災警報・林野火災注意報の発令基準等

| | 火災警報 | 林野火災警報 | 林野火災注意報 |
|------------|--|---------------------------------|---|
| 発令時の火の使用制限 | ①山林、原野等において火入れをしないこと。 ②煙火を消費しないこと。 ※煙火とは花火など火薬類取締法に定められるものです。 ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。 ⑥残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。 ※残火・取灰とは火を使用する行為があった後の火種や灰などをさします。 | | |
| 制限事項に従う義務 | 従わなければならない ※消防法による罰則あり | 従わなければならない ※消防法による罰則あり | 従うよう努めなければならない |
| 制限区域 | 発令された市町の全域 | | 発令された市町の森林区域 |
| 発令基準 | 乾燥注意報発表 かつ 強風注意報等発表 | 林野火災注意報の基準に該当 かつ 強風注意報等発表 | 次のいずれかに該当 ①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ乾燥注意報が発表 |
| | 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことがある | | |
| 発令対象期間 | 通年 | 1月から5月までの間 | |

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出について

たき火や煙が出る作業を行う時は、誤報による出動などを防ぐため、事前に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」を消防署へ提出していただく必要があります。



※この届出は消防署が実施状況をあらかじめ把握するためのものであり、
行為そのものを「許可」・「承認」するものではありません。

消防に関する情報

消防本部ホームページには、火災警報・林野火災警報・林野火災注意報の運用や救急情報などが詳しく掲載されております。各種情報はホームページからご覧ください。

URL: <https://www.fire-shioya.jp>



令和7年中 消防本部管内 災害発生状況 (件)

| 災害種別 | 件数 | 前年比 |
|------|-------|------|
| 火災 | 35 | +1 |
| 救急 | 5,625 | +410 |
| 救助 | 163 | +13 |
| その他 | 2,032 | +228 |

